

別表第 7 号 工事設計認証・適合証明に係る標準手数料(第37条関係)

| 証明規則第 2 条第 1 項に掲げる号 | 記号 | 設備概要 | 審査手数料 | | |
|---------------------|----|---|------------------------------|---------|---------|
| | | | 工事設計認証 | 試験手数料 | |
| 第 8 号 | Y | 特定小電力無線局 | テレメーター、テレコントロール、データ伝送用 | 200,000 | 90,000 |
| | | | 体内植込型医療用データ伝送用、体内植込型医療用遠隔計測用 | 200,000 | 100,000 |
| | | | 人・動物検知通報システム用 | 200,000 | 90,000 |
| 第 13 号 | AZ | 小電力セキュリティ | 200,000 | 85,000 | |
| 第 19 号 | WV | 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (2,400~2,483.5MHz) : Bluetooth | 143,000 | 85,000 | |
| | | 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (2,400~2,483.5MHz) : W-Fi | 143,000 | 85,000 | |
| 第 19 号の 2 | GZ | 2.4GHz帯小電力データ通信システム (2,471~2,497MHz) | 143,000 | 85,000 | |
| 第 19 号の 3 | XW | 5GHz帯小電力データ通信システム (5,150~5,350MHz) | 143,000 | 85,000 | |
| 第 19 号の 3 の 2 | YW | 5GHz帯小電力データ通信システム (5,470~5,725MHz) | 143,000 | 85,000 | |
| 第 19 号の 3 の 3 | HS | 5GHz帯小電力データ通信システム (5,210~5,290MHz、5,530~5,610MHz) | 150,000 | 90,000 | |
| 第 19 号の 1 1 | FV | 5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.01W以下) | 200,000 | 90,000 | |
| 第 21 号 | IZ | デジタルコードレス電話 (狭帯域TDMA) | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 21 号の 2 | AT | デジタルコードレス電話 (広帯域TDMA) | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 22 号 | JX | PHS 陸上移動局 | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 11 号の 3 | XY | W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く) | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 11 号の 7 | MV | W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く) | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 11 号の 1 5 | DJ | XGP (2GHzTDD) 用陸上移動局 | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 11 号の 1 9 | HJ | LTE 用陸上移動局 | 200,000 | 別途御見積 | |
| 第 11 号の 2 1 | JU | LTE (2GHzTDD) 用陸上移動局 | 200,000 | 別途御見積 | |
| 上記のいずれにも該当しない設備 | | | 別途御見積 | 別途御見積 | |

審査手数料の加算または減額について

- 上記は工事設計認証の費用です。適合証明の場合は数量をお聞きした上で別途お見積もりいたします。
- W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局において、HSDPA 方式携帯無線通信用陸上移動局との複合無線設備である場合は、手数料の額を上記の表にかかわらず 8 万円とします。ただし、(3) は適用しません。
- 送受信機の数 が 2 台 (異なる周波数帯域等の場合を含む) 以上である場合には、表に定める手数料の額の 1/2 を加算いたします。
- 複合無線設備に係る申込みの場合は、手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料の額の 1/2 を加算した額といたします。

試験手数料について

- 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システムと 2.4GHz 帯小電力データ通信システムによる複合無線設備に係る申込みの場合は、試験手数料の高額なものの額にその他の無線設備の試験手数料の額の 0.7 を掛けた額を加算した額とします。
- アンテナ一体型試験法等、電波暗室を使用する場合には、別途料金を申し受けます。
- 比吸収率 (SAR) の試験を行う場合には、別途料金を申し受けます。
- 環境試験 (温湿度、振動) を行う場合には、別途料金を申し受けます。
- 複数の送信機、アンテナ端子、変復調方式、周波数帯、チャンネル間隔、空中線電力の測定のため、追加測定が必要な場合には、追加測定回数に試験手数料に 0.7 を掛けた額を加算いたします。また、ブースタ付き設備の場合には、試験手数料に 0.7 を掛けた額を加算いたします。
- 5GHz 帯小電力データ通信システムにおいて、DFS 機能の試験を行う場合には、次の額を加算します。
 - 利用チャンネル確認の試験: DFS 機能試験 1 セット (4 回の繰り返し検出試験) あたり、4,000 円
 - 運用中チャンネル監視の試験: DFS 機能試験 1 セット (20 回の繰り返し検出試験) あたり、2 万円
- 特定小電力無線局の体内植込型医療用データ伝送のうち、体内無線装置の測定については、別途料金を申し受けます。
- W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局において、HSDPA 方式携帯無線通信用陸上移動局との複合無線設備で、試験内容が同一の場合には試験手数料を加算いたしません。